

# 告 示

## 埼玉県告示第三百七十五号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十六号（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第一百七号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第三百十九号金額の欄イ」に改める。